

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
平成31年3月11日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1800428 号  
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1800024 号

## 第 1 結論

昭和 60 年\*月から平成元年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 60 年\*月から平成元年 3 月まで

大学に在学中、学生も国民年金の加入対象者となった。当時、親元から通学しており、母親から私の国民年金保険料は私に代わって納付しておくと言われた。そのため私は大学の窓口へ学生納付特例、免除の手続きには出向いていない。請求期間を国民年金保険料の納付済期間に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

国民年金法によれば、平成 3 年 3 月 31 日以前は、学生は国民年金の被保険者としないとされており、請求期間当時学生であったとする請求者が、請求期間に係る国民年金保険料を納付するためには、国民年金に任意加入し、国民年金手帳記号番号が払い出されている必要がある。

しかしながら、請求者に対し国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はないことから、請求期間は国民年金に未加入であり、請求者及び請求者の母親は請求期間に係る国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、請求者の母親は既に亡くなっている上、請求者は、国民年金の加入手続及び請求期間の国民年金保険料の納付に直接関与していなかったと回答していることから、請求者の請求期間に係る国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況は不明である。

さらに、A 市及び日本年金機構は、請求者の請求期間に係る国民年金保険料の納付状況については資料の保管がなく確認できない旨回答している。

このほか、請求者及び請求者の母親が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1800344 号  
厚生局事案番号 : 九州 (脱) 第 1800006 号

## 第 1 結論

昭和 37 年 7 月 1 日から昭和 43 年 3 月 16 日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 37 年 7 月 1 日から昭和 43 年 3 月 16 日まで

A社で厚生年金保険に加入していた期間について、脱退手当金が支給された記録となっている。

私は、脱退手当金を請求したことも、受け取ったこともないので、年金額に反映される記録に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者のA社に係る厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、請求期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りはなく、同行に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和43年6月3日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、請求者から聴取しても、脱退手当金を請求したことはなく、受給したこともないというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。